平成２２年（フ）第９０号
兵庫県加東市上滝野789－３、住民票上の住所兵庫県西脇市西脇930番地
債務者　藤原生花店こと　藤原　　勝
１　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　貞本　幸男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月25日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第４３８号
群馬県前橋市三夜沢町590番地11
債務者　松崎　常夫
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉原　信二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月４日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１７７号
宮城県栗原市若柳字川北東若柳92番地１
債務者　小川あけみ
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今泉　裕光
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月２日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎神明14番地１　雇用促進住宅２―504
債務者　鈴木　和也
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今泉　裕光
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月２日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
宮城県栗原市築館字萩沢加倉59番地
債務者　大場　正喜
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保田恭章
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月２日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
福島県伊達市梁川町字南本町127番地１
債務者　高橋　昌弘
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　槇　　裕康
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月６日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第６７０号
大阪府泉南郡熊取町希望が丘４丁目13―31、住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町小谷南２丁目16番14号
債務者　梅田　治男
１　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月30日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６７９号
大阪府阪南市光陽台２丁目７番８号
債務者　ビモアこと　国本　和賢
１　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂口　聖子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月16日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６９３号
大阪府泉佐野市日根野3003番地の１
債務者　小野　　浩
１　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂口　聖子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月16日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３５６号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番25―1204号
債務者　古川　　勝
１　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武本夕香子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３２号
静岡県掛川市浜川新田708番地の２
債務者　岩倉さとみ（旧姓清水）
１　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
函館市金堀町４番１―206号
債務者　佐藤　公紀
１　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３７９号
函館市浜町629番地４
債務者　金澤　洋子
１　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２７０号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地26―205
債務者　林　智恵美
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３０８号
奈良県磯城郡川西町大字結崎452番地の28
債務者　小澤　青赤
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３１１号
奈良県橿原市新口町499番地の２
債務者　仲　　秀美
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
奈良県橿原市葛本町296番地の１　ハイツラフォーレ106、前住所奈良県橿原市葛本町674番地の３
債務者　岩下　基則
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３２７号
奈良県橿原市中曽司町294番地の１　サンビレッジ橿原Ｄ―101号
債務者　白江　洋之
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係